

短期納骨堂 使用申請にかかる提出書類について

- 短期納骨堂使用許可申請書（同意書欄に押印）
- 合葬墓使用許可申請書
- 申請者本人の住民票（本籍、筆頭者が記載されたもの）
- 短期納骨堂使用料（1体につき 15,000 円／1年）
- 預託金 大雪靈園合葬墓を選択 26,000 円（※A）、 39,000 円（※B）
 ガーデニング合葬墓を選択 112,000 円（※A）、 168,000 円（※B）
(※A) 申請者が東神楽町民又は亡くなられた方が東神楽町民であった場合
(※B) ※ 1 に該当しない場合
- 埋蔵者（亡くなられた方）の『火葬許可証』または『改葬許可証』
- 埋蔵に関する申立書（使用者用）（※ 1）
※『火葬許可証』又は『改葬許可証』の申請者と、短期納骨堂の申請者が異なる場合のみ。
- 埋蔵に関する承諾書（火葬許可申請者用）（※ 2）
※（※ 1）の『火葬許可証』の申請者と、短期納骨堂の申請者が異なる場合のみ。
- 埋蔵に関する承諾書（改葬許可申請者用）（※ 2）
※（※ 1）の『改葬許可証』の申請者と、合葬墓の申請者が異なる場合のみ。
- 戸籍関係書類
※（※ 2）の書類を提出される場合、お互いの関係がわかる戸籍等の書類を提出ください。
(短期納骨堂の申請者 ⇄ 火葬許可証の申請者、短期納骨堂の申請者 ⇄ 改葬許可証の申請者)
- 収蔵者（亡くなられた方）が生前に東神楽町にお住まいであったことを確認できる書類。
(住民票除票、戸籍、公官庁が発行した書類などで住所を確認できるもの)
※短期納骨堂の申請者が東神楽町にお住いの方は、提出不要です。
- 代理人が来庁される場合は「委任状」と、代理人の本人確認書類。

※書類に不備等があった場合は、再度お手続きをいただく場合がありますので、予めご了承ください。